

**須磨浦公園 活性化検討調査業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 案件名称

須磨浦公園 活性化検討調査業務

2 業務内容に関する事項

- (1) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (2) 事業規模（契約上限額）
金 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 契約期間
契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 費用分担
受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法
神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は神戸市（以下市）と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。このとき、市は必要に応じて企画提案された内容に対し、提案内容の趣旨を逸脱しない範囲で修正を求めることができるものとする。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。
- (2) 委託料の支払い
業務完了後、市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。
- (3) 契約書案
別紙「頭書」及び「委託契約約款」のとおり
- (4) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件すべてを満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないものであること。

- (7) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)～(6)を全て満たすこと。また、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

5 スケジュール

(1)	公募開始	令和8年5月18日(月)
(2)	参加申請書及び質問書の提出締切	令和8年6月1日(月)
(3)	質問に対する回答	令和8年6月8日(月)
(4)	企画提案書の提出期限	令和8年6月22日(月)
(5)	選定委員会	令和8年6月下旬～7月上旬予定
(6)	委託予定事業者の決定	令和8年7月上旬予定
(7)	契約締結	令和8年7月上旬予定

6 参加申請の手続き

(1) 参加申請書及び質問書の提出

①提出期限

令和8年6月1日(月) 17時30分(必着)

②提出書類

- A. 参加申請書兼質問書(様式第1号)
- B. 会社概要資料(事業内容など)
- C. 法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書【写し可】
- D. 納税証明書(国税)及び、納税証明書又は滞納がないことの証明(市税)【写し可】
- E. 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に係る誓約書(様式第2号)

※C～Eは提出日時点で発行日より3カ月以内のもの

※令和8・9年度神戸市競争入札参加資格を有する場合は、C～Eの提出は不要

(2) 提出方法

Eメール

(3) 提出先

「10 問い合わせ先及び必要書類の提出先」を参照

(4) 質問の受付・回答

①質問事項がある場合は、参加申請書兼質問書(様式第1号)に記載して提出すること。

②応募者間の公平を確保するために、市が必要と認めた質問事項については、令和8年6月8日(月)までに参加申請書提出者全員にEメールにより回答する。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

7 企画提案書の提出

次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月22日(月) 17時30分(必着)

(2) 提出方法

Eメール

(3) 提出書類

①見積書(任意様式)

仕様書記載の各業務にかかる費用の積算根拠を記載すること。

②企画提案書(任意様式)

A 4 版とし、表紙・目次を除き 10 ページ以内とすること。

仕様書に記載の業務内容に対する提案を行うこと。予算内であれば追加提案も可能とする。提案にあたっては、以下 A～D について、ページを区切ってまとめること。

A. 全体計画

基本的な考え方、セールスポイント、業務工程表

B. 周辺環境及び利用状況調査

周辺調査の範囲・対象を含めて提案すること

KDDI Location Analyzer を用いた分析の実績を記載すること

C. 公園利用者及び市民意向把握調査

アンケートの調査項目及び実施方法（対象者の設定、配布・回答方法等）、アンケート有効回答数の目標件数について提案すること

D. 総合分析

③業務実施体制表（任意様式）

本業務を実施するにあたっての体制、担当者の業務実績及び有する資格（技術士等）について記入すること。

④類似業務の実績調書（任意様式）

- ・調査設計・分析業務に関する実績
- ・過去 5 年間の官公庁発注の将来像や方向性を整理する業務の実績
- ・過去 5 年間の公共施設への民間活力導入可能性検討等の管理運営手法を検討する業務の実績

8 選定に関する事項

(1) 審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

企 画 提 案 内 容	A. 全 体 計 画	業務理解度	・業務の目的を十分に把握・理解した内容であり、提案の方向性は的確か。	10
		実施手順	・業務工程を明確にし、計画的な業務工程となっているか。	10
	B. 周辺環境及び利用状況調査	・提案は具体的で、高い効果が見込め、かつ実現可能性が高いか。 ・提案の着眼点が優れているか。	15	
	C. 公園利用者及び市民意向把握調査		10	
D. 総合分析	15			
実 施 体 制	・当該業務を適切かつ確実に履行できる体制となっているか。 ・当該業務に必要な実務経験及び資格のある人員が配置されているか。			10
類 似 業 務 実 績	・類似業務実績が豊富であり、高い専門性を持っているか。			20
地 元 企 業 に 対 す る 加 点	a. 地元企業（応募者の本社所在地が神戸市内）10 点 b. 準地元企業（本社が市内にないが、支店等が市内にある）5 点 ※共同事業体で参加する場合は、構成員となる事業者すべてに対して判断し、その平均点（小数点以下第 1 位は四捨五入）を加算する。 (例) 市内企業×市内企業 → (10 点+10 点) / 2 = 10 点 市内企業×準地元企業 → (10 点+ 5 点) / 2 = 8 点 準地元企業×市外企業 → (5 点+ 0 点) / 2 = 3 点			10

(2) 選定方法

- ①事業者選定にあたっては、選定委員会において、提出された企画提案書等提出書類の内容を、(1) 審査基準により審査し、委託候補者を選定する。
- ②提案内容について、提案事業者に対してヒアリングを行う場合がある。
- ③参加者が1社の場合でも審査は実施する。参加者が複数ある場合は、審査による評価点の総合計が最も高い者を契約の優先候補者とする。
- ④審査の結果、評価点が高い事業者が複数いる場合は、以下のとおり決定する。
 - i. 「企画提案内容」の合計点数が最も高いもの
 - ii. i が同点の場合は、「企画提案内容」のうち「業務理解度」の点数が最も高いもの
 - iv. i - ii がいずれも同点の場合は、くじ引きにより決定する
- ⑤評価点の総合点が5割に満たない場合は、採用しないものとする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、市ホームページに掲載する。市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

9 その他の注意事項

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、原則情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。また2通以上の企画提案書の提出は認めない。
- カ 委託契約の締結については、所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

10 問い合わせ先及び必要書類の提出先

神戸市建設局公園部魅力創造課

住所 | 〒651-0084 神戸市中央区磯辺通 3-1-7 コンコルディア神戸 5階

電話 | 078-595-6453

E-mail | park-miryoku@city.kobe.lg.jp